

年企発0121第5号
令和4年1月21日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について
(通知)」の一部改正について

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第13号)が本日公布され、令和6年12月1日より施行することとされた。

これに伴い、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」(令和3年9月1日年企発第0901第2号)に添付された「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」(以下「Q&A」という。)の一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 1 Q&A番号27の回答「他制度掛金相当額は、令和6(2024)年11月1日までの日を適用日とする規約変更を行い、規約に定める必要がある。その際、規約変更に係る事務処理の円滑化を図る観点から、規約変更時期を分散させる必要があるため、令和4(2022)年9月1日から令和6(2024)年11月1日までの間の日を適用日とする規約変更を行う予定がある場合は当該規約変更に合わせて規定するようお願いする。ただし、加入者にとって不都合があるなどの事情等がある場合は柔軟に対応する。その際は規約変更理由書にその旨が分かるよう記載をお願いする。」を「他制度掛金相当額は、令和6(2024)年11月1日までの日を適用日とする規約変更を行い、規約に定める必要がある。その際、規約変更に係る事務処理の円滑化を図る観点から、規約変更時期を分散させる必要があるため、令和4(2022)年9月1日から令和6(2024)年11月1日までの間の日を適用日

とする規約変更を行う予定がある場合は当該規約変更に合わせて規定するようお願いする。ただし、加入者にとって不都合があるなどの事情等がある場合は柔軟に対応する。その際は規約変更理由書にその旨が分かるよう記載をお願いする。なお、令和4（2022）年9月1日より前の日を適用日とする規約変更時に他制度掛金相当額を規約に定める事は差し支え無い。」に改める。

- 2 Q&A番号28の回答「他制度掛金相当額に関する事項に関する規約変更は、標準掛金の変更時と同様に軽微な変更として取扱う。なお、規約型であって、財政計算を伴わずに他制度掛金相当額を規約に定める規約変更は、特に軽微な変更として取扱う予定。」を「他制度掛金相当額に関する事項に関する規約変更は、標準掛金の変更時と同様に軽微な変更として取扱う。なお、規約型であって、財政計算を伴わずに他制度掛金相当額を規約に定める規約変更は、特に軽微な変更として取扱う。」に改める。